

# 鳥取縣公報

第四百三十九號

昭和八年七月廿一日

金曜日

縣令

◇鳥取縣令第二十二號

健康保險被保險者助産規程左ノ通定ム

昭和八年七月二十一日

鳥取縣知事

館

哲

二

## 健康保險被保險者助産規程

第一條 政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者(健康保險法施行令第七條第一項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定シタル共濟組合ニ屬スル被保險者ヲ除ク)ノ分娩ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依リ助産ノ手當ヲ爲ス

第二條 本令ニ依ル助産ノ手當ノ範圍左ノ如シ

- 一 分娩前ノ診察
  - 二 分娩ノ介助
  - 三 分娩後ノ處置
- 前項各號ノ外知事ニ於テ必要ト認ムル事項
- 第三條 被保險者助産ノ手當ヲ受ケントスルトキハ分娩前知事ノ指定シタル健康保險產婆(以下單ニ保險產婆ト稱ス)ヲ選定シ様式第一號ニ依ル申請書ヲ知事ニ提出シ助産手當資格証明書ノ交付ヲ受クベシ
  - 第四條 被保險者疾病ノ治療ノ爲ニアラズシテ骨盤狹窄、胎位異狀其ノ他特別ノ場合ニ於テハ健康保險醫(以下單ニ保險醫ト稱ス)ニ就キ助産ノ手當ヲ受クルコトヲ得
  - 前項ノ場合ニ於テハ様式第二號ニ依ル申請書ヲ知事ニ提出シ承認ヲ受クベシ
  - 第五條 被保險者ハ知事ノ承認ヲ受ケ他ノ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ノ指定シタル保險產婆ニ就キ助産ノ手當ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ在リテハ様式第三號ニ依ル申請書ヲ知事ニ提出シ承認ヲ受クベシ
  - 第六條 被保險者ハ第四條ノ場合ニ於テ知事ノ承認ヲ受ケ他ノ地方長官ノ指定シタル保險醫ニ

- 就キ助産ノ手當ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ在リテハ様式第四號ニ依ル申請書ヲ知事ニ提出シ承認ヲ受クベシ
- 第七條 被保險者、保險產婆又ハ保險醫ヲ選定シタルトキハ同一ノ分娩ニ付テハ之ヲ變更スルコトヲ得ズ但シ已ムヲ得ザル事由アルトキハ様式第五號ニ依ル申請書ヲ知事ニ提出シ承認ヲ受クベシ
  - 第八條 被保險者助産ノ手當ヲ受ケントスルトキハ保險產婆ニ助産手當資格證明書ヲ提出スベシ但シ第四條乃至第七條ノ場合ニ於テハ保險產婆又ハ保險醫ニ知事ノ承認書ヲ提出スベシ前項ノ資格證明書又ハ承認書ヲ所持スルニ拘ラズ提出スルコト能ハザルトキハ其ノ事由ヲ保險產婆又ハ保險醫ニ申出ヅベシ此ノ場合ニ於テハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク之ヲ提出スベシ
  - 第九條 被保險者緊急ノ爲第二條乃至第七條ノ手續ヲ爲スコト能ハザル場合ハ知事ノ承認ヲ受ケズシテ保險產婆又ハ保險醫ニ就キ助産ノ手當ヲ受クルコトヲ得
- 前項ニ依リ保險醫ニ就キ助産ノ手當ヲ受ケントスルトキハ被保險者證ヲ提示スベシ但被保險者証ヲ提示シ得ザル場合及保險產婆ニ就キ助産ノ手當ヲ受ケントスル場合ハ助産ノ手當ヲ受クル資格アルコトヲ申出ヅベシ

00173

- 第二項ノ規定ニ依リ助産ノ手當ヲ受ケタルトキハ五日以内ニ様式第六號ニ依リ知事ニ届出デ承認ヲ受クベシ
- 第三項ノ承認ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ保險產婆又ハ保險醫ニ提出スベシ
- 第十條 被保險者正當ノ事由ナクシテ本令ニ依ル助産ノ手當ヲ受ケザリントキハ支給スベキ分娩費ノ額ハ十圓トス
- 第十一條 被保險者本令ニ依ル助産ノ手當ノ全部又ハ一部ヲ受クルコト能ハザルトキハ様式第七號ニ依リ遲滞ナク知事ニ届出ツベシ
- 第十二條 被保險者、保險醫ニ就キ助産ノ手當ヲ受クルトキハ其ノ間保險產婆ニ就キ助産ノ手當ヲ受クルコトヲ得ズ
- 第十三條 保險產婆ハ分娩ニ關スル保險給付ヲ受ケントスル者ヨリ保險給付ヲ受クルニ必要ナル證明又ハ意見ヲ求メラレタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
- 第十四條 知事ハ保險產婆又ハ保險醫ニ就キ助産ノ手當ニ關スル帳簿及書類ヲ檢閲シ説明ヲ求メ又ハ報告ヲ徵スルコトヲ得
- 第十五條 本令中ニ被保險者ト稱スルハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル後仍分娩ニ關シ保險給付ヲ

00180

受ケ得ベキ者ヲ包含ス

附 則

本令ハ昭和八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年鳥取縣令第五十一號健康保險被保險者助産規程ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

本令施行前交付セル助産手當資格證明書ハ本令ニ依リ交付シルタモノト看做ス

様式 第一號

助産手當資格證明申請書

被保險者証ノ 記號及番號	工場又ハ事業場 所在地及名稱	
	資格取得年月日	資格喪失年月日
分娩豫定場所		

分娩豫定年月日	昭和 年 月 日
ニ關スル醫師又ハ產婆ノ意見	市(郡) 町(村) 番地 醫師(產婆) 氏 名
選定セントスル保險產婆ノ開業所氏名	

右 申 請 候 也

(住所)

年 月 日

氏 名 (印)

年 月 生

鳥取縣知事殿

様式 第二號

注意

一 資格喪失者ニアリテハ元勤務セシ工場又ハ事業場ノ所在地及名稱ヲ記載スベシ

保險醫ノ助產手當承認申請書

被保險者証ノ記號及番號	工場又ハ事業場ノ所在地及名稱
資格取得年月日	資格喪失年月日
分娩豫定場所	
既ニ受ケタル手當ノ内容及其保險產婆ノ開業所氏名	

見意ノ婆産ハ又師醫	分娩豫定年月日	手當ノ内容 (處置手術等ノ種類)	費用ノ見積額
	醫師ノ手當ヲ必要トスル事由	(診療所又ハ開業所)	
選定セントスル保險醫ノ診療所及氏名	年 月 日	氏	名 (印)

右 申 請 候 也

(住所)

鳥取縣知事殿

年 月 日

氏 年 月 生 名 (印)

注意

一 資格喪失者ニアリテハ元勤務セシ工場又ハ事業場ノ所在地及名稱ヲ記載スベシ

管轄區域外保險產婆ノ助産手當承認申請書

様式 第三號

被保險者証ノ記號及番號	工場又ハ事業場所在地及名稱
資格取得年月日	資格喪失年月日
分娩豫定場所	

分娩豫定年月日ニ關 スル醫師又ハ產婆ノ 意見	昭和 年 月 日分娩豫定 市(郡) 町(村) 番地 醫師(產婆) 氏 名
管轄區域外保險產婆 ニ助産手當ヲ受ケン トスル事由	
選定セントスル管轄 外保險產婆ノ開業所 及氏名	

右 申 請 候 也

(住所)

年 月 日

鳥取縣知事殿

注意

- 一 資格喪失者ニアリテハ元勤務セシ工場又ハ事業場ノ所在地及名稱ヲ記載スベシ
- 二 管轄區域外保險產婆ニ變更ノ場合ニアリテハ「醫師又ハ產婆ノ意見」欄ニ既ニ受ケタル手當ノ内容ヲ附記スベシ

様式 第四號

管轄區域外保險醫ノ助産手當承認申請書

被保險者証ノ 記號及番號	工場又ハ事業場 所在地及名稱
-----------------	-------------------

氏 名 印

年 月 生

資格取得年月日		資格喪失年月日	
分娩豫定場所			
既ニ受ケタル手當ノ内容及其保險産婆ノ開業所氏名			
分娩豫定年月日		費用ノ見積額	
手當ノ内容 (處置手術等ノ種類)			
醫師ノ手當ヲ必要トスル事由			
醫師(産婆)氏名			
見意ノ婆産ハ又師醫			
年	月	日	氏名
(診療所又ハ開業所)			氏名

管轄區域外保険醫ニ助産手當ヲ受ケントスル事由	
選定セントスル保険醫ノ診療所及氏名	

右 申 請 候 也

(住所)

年 月 日

氏 名 印

年 月 生

鳥取縣知事殿

注意

一 資格喪失者ニアリテハ元勤務セシ工場又ハ事業場ノ所在地及名稱ヲ記載スベシ

00183

様式 第五號

選定保險產婆(保險醫)變更承認申請書

被保險者証ノ 記號及番號	工場又ハ事業場 所在地及名稱	資格取得年月日	資格喪失年月日
分婉豫定(分婉)年月日		分婉 分婉豫定場所	
既ニ受ケタル手當ノ 内容及其ノ保險產婆 (保險醫)ノ開業所 (診療所)ノ所在地 氏名印			
保險產婆又ハ保險醫 ヲ變更セントスル事 由			

00190

新ニ選定セントスル  
保險產婆又ハ保險醫  
ノ開業所(診療所)  
ノ所在地氏名

右 申 請 候 也  
(住所)

年 月 日

氏 名 年 月 生

鳥取縣知事殿

注意

- 一 資格喪失者ニアリテハ元勤務セシ工場又ハ事業場ノ所在地及名稱ヲ記載スベシ
- 二 管轄區域内保險產婆又ハ保險醫ヲ管轄區域外保險產婆又ハ保險醫ニ變更セントスルトキハ本申請書ヲ省畧シ様式第三號若クハ第四號ニ依ルベシ



00191

様式 第六號ノ一

保險 產 婆ノ助産手當受給届  
管轄區域外保險產婆

被保險者証ノ 記號及番號	工場又ハ事業場 所在地及名稱	資格取得年月日	分 娩 ノ 場 所	分 娩 年 月 日	手當ノ内容及手當ヲ 爲シタル保險產婆ノ 開業所氏名印	緊急ナリシ事由
		資格喪失年月日				

00192

管轄外保險產婆ノ手  
當ヲ必要トセシ事由

右 及 御 届 候 也

年 月 日 (住所)

氏 年 月 日 名 印

鳥 取 縣 知 事 殿

注 意

一 資格喪失者ニアリテハ元勤務セシ工場又ハ事業場ノ所在地及名稱ヲ記載スベシ

様式 第六號ノ二

保險醫ノ助產手当受給届  
管轄區域外保險

氏名	及保險產婆ノ開業所	ケタル者ハ其ノ内容	保險產婆ノ手当ヲ受	分娩ノ場所	資格取得年月日	資格喪失年月日
					分娩年月日	工場又ハ事業場所在地及名稱

ヲ爲シタル保險醫ノ意見

手當ノ内容 (處置手術等ノ種類)	費用ノ見積額	保險醫ノ助產手当ヲ必要トスル事由
		緊急ナリシ事由
診療所		
年 月 日		
保險醫 氏 名		
管轄外保險醫ノ助產手当ヲ必要トセシ事由		

右及御届候也

00135

鳥取縣知事殿

注意

一 資格喪失者ニアリテハ元勤務セシ工場又ハ事業場ノ所在地及名稱ヲ記載スベシ

様式 第七號

助産手當ノ全部(一部)ヲ受クルコト能ハザル届

年 月 日

(住所)

氏 名 印

年 月 生

資格取得年月日	被保險者証ノ 記號及番號	工場又ハ事業場 所在地及名稱	資格喪失年月日
---------	-----------------	-------------------	---------

00196

分娩(分娩豫定)場所

分娩(分娩豫定)年月日

受ケタル助産手當アルトキハ其ノ内容及保險產婆(保險醫)ノ開業所(診療所)所在地、氏名印

手當ノ全部(一部)ヲ受クルコト能ハザル事由

診察 回、分娩介助 回、分娩後ノ處置 回、

市(郡) 町(村) 番地

保險產婆(保險醫) 氏 名 印

右及御届候也

(住所)

年 月 日

氏 名 印

年 月 生

鳥取縣知事殿

注意

一 資格喪失者ニアリテハ元勤務セシ工場又ハ事業場ノ所在地及名稱ヲ記載スベシ

告示

◆鳥取縣告示第三百九號

昭和八年七月鳥取縣令第二十二號ニ依リ健康保險被保險者ノ助産ノ手當ヲ擔當スベキ健康保險產婆ニ關スル件左ノ通定ム

昭和八年七月二十一日

鳥取縣知事 館 哲 二

第一條 健康保險產婆(以下單ニ保險產婆ト稱ス)タラントスル者ハ様式第一號ニ依ル申請書ヲ知事ニ提出スベシ

第二條 知事ハ前條ノ申請書ニ基キ適當ト認ムルトキハ保險產婆トシテ指定ス

00198

00197

第三條 保險產婆ハ健康保險法令並本告示ノ定ムル所ニ依リ被保險者ノ助産ノ手當ヲ爲スベシ

第四條 保險產婆ノ助産ノ手當ヲ爲ス被保險者ノ範圍ハ鳥取縣知事ノ管轄ニ屬スル被保險者トス

被保險者ガ其ノ所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ノ承認ヲ受ケタル場合又ハ緊急ノ場合ニ於テハ保險產婆ハ前項ノ範圍ニ屬ザル被保險者ト雖助産ノ手當ヲ爲スモノトス

第五條 保險產婆ニ支拂フ助産手當ノ報酬額ハ別ニ定ムル所ニ依ル

前項ノ報酬ハ知事ニ於テ直接保險產婆ニ支拂フモノトス

第六條 保險產婆ハ毎月助産手當ヲ完了シ又ハ之ヲ爲サザルニ至リタル分ニ付様式第二號ニ依ル助産手當報酬請求書ヲ調製シ翌月十日迄ニ知事ニ提出スベシ

前項ノ助産報酬請求書ニハ被保險者ノ提出シタル助産手當資格證明書若ハ承認書(他ノ地方長官ノ管轄ニ屬スル被保險者ニ在リテハ其所轄地方長官ノ承認書)ニ手當ノ内容ヲ記載シ被保險者ヲシテ署名捺印セシメ之ヲ添付スベシ但署名捺印ヲ爲サシムルコトヲ得ザルトキハ其ノ事由ヲ附記スベシ

第七條 保險產婆被保險者ヨリ助産ノ手當ヲ求メラレタルトキハ助産手當資格證明書若ハ承認書(他ノ地方長官ノ管轄ニ屬スル被保險者ヨリ助産ノ手當ヲ求メラレタルトキハ其ノ所轄地方長官ス承認書)ヲ提出セシメ手當ヲ受クル資格アルコトヲ確メタル後助産ノ手當ヲ爲スベシ  
 助産ノ手當ヲ受クル資格アルコト明ナル被保險者ニシテ已ムヲ得ザル事由ニ依リ前項ニ依ルコト能ハザル者ニ付テハ保險產婆ハ助産ノ手當ヲ爲シ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク前項ノ書類ヲ提出セシムベシ

第八條 保險產婆分娩ニ關スル保險給付ヲ受ケントスル者ヨリ保險給付受クルニ必要ナル證明又ハ意見ヲ求メラレタルトキハ無償ニテ直ニ之ヲ交付スベシ

第九條 保險產婆ハ左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク之ヲ知事ニ通知スベシ

- 一 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ因リ助産ノ手當ヲ受ケ又ハ受ケントシタルトキ
- 二 第三者ノ行爲ニ依リ分娩ノ事故ヲ生ゼシメタルトキ

第十條 保險產婆ハ開業ノ場所ニ様式第三號ニ依ル表札ヲ掲クベシ

第十一條 知事ハ保險產婆ニシテ助産ノ手當ニ關シ詐偽其ノ他不正ノ行爲ヲ爲シ若ハ保險產婆タルノ義務ヲ怠リタル者又ハ保險產婆トシテ不適當ト認ムル事由アリタル者ハ其ノ指定ヲ取消ス

コトアルベシ

第十二條 保險產婆ハ三月前ニ豫告ヲ爲スニ非ザレバ保險產婆ヲ辭スルコトヲ得ズ但シ疾病負傷其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 保險產婆ハ様式第四號ニ依ル健康保險被保險者助産取扱簿ヲ調製シ其ノ都度必要事項ヲ明記スルモノトス

前項ノ助産取扱簿ハ完結ノ日ヨリ五年間之ヲ保存スベシ

第十四條 保險產婆其ノ氏名又ハ開業所ヲ變更シタルトキハ其ノ都度様式第五號ニ依リ知事ニ届出ヅベシ

附 則

本規程ハ昭和八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年十二月二十六日鳥取縣告示第四百四十六號ハ本告示施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

本規程施行前保險產婆トシテ指定セラレタル者ハ之ヲ第一條ノ申請ニ基キ指定シタル者ト看做ス



備考	
出生兒ノ体重	斤

右請求候也

年 月 日

鳥取縣 市(郡) 町(村) 番地

健康保險產婆 氏 名 (印)

鳥取縣知事

殿

注意 一 助産手當ノ内容枠ニ点眼ノ月日ヲ明記スベシ

様式 第三號

二 生産、死産ノ別欄ニハ初産經産ノ別ヲモ併セ記載スベシ  
 三 流产、早産、正規産ノ別欄ニハ流产早産ノ原因例へバ貧血、精神感動、  
 娩出力異常等及胎兒ノ月數ヲ併セ記入スベシ

健 康 保 險 產 婆

本表札ノ大サハ縦一八浬 横七、五浬 トス

様式 第四號

(用紙半紙版)

健康保險被保險者助産取扱簿

被保險者	記號番	氏名	生年月		
	工場名	工場所在地			
分娩	住所	分娩ノ年月日時			
	胎兒	性別	生産死産ノ別	正規産早産流産ノ別	
助産手當ノ内容					
區分	内容			備考	
分娩前ノ診察	月	日	月	日	
	月	日	月	日	
分娩後ノ處置	月	日	月	日	
	月	日	月	日	
手當ヲ完了セザルモノハ其ノ事由					
備考					

注意 分娩介助欄ニハ眼月日ヲ附記スベシ

様式 第五號

健康保險産婆異動届

一 異動事項

一 異動年月日

右及御届候也

年 月 日

開業所

健康保險産婆 氏

名 (印)

鳥取縣知事 殿

鳥取縣告示第三百十號

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ左ノ區域内ニ於テ飼養スル生後一ヶ月以上ノ畜牛ニ對シ氣腫痘豫防液ノ注射ヲ施行ス依テ右所有者又ハ管理者ハ指定ノ日時及場所ニ其ノ畜牛ヲ牽付ケ注射ヲ受クベシ

昭和八年七月二十一日

鳥取縣知事 館

哲 二



注射月日	注射場所	出場區域	牽付時
七月二十一日	東伯郡山守村大字明高	東伯郡山守村大字明高、新田	當日午前九時
同月二十二日	同郡同村大字堀	同郡同村大字堀	
同月二十三日	同郡同村大字今西	同郡同村大字今西、崎山	
同月二十四日	同郡南谷村大字泰久寺	同郡南谷村大字泰久寺	
同月二十五日	同郡同村大字松河原	同郡同村大字松河原	

◆鳥取縣告示第三百十一號

東伯郡天神野耕地整理組合規約變更ノ件認可セリ

昭和八年七月二十一日

鳥取縣知事 館 哲 二

昭和八年七月廿一日印刷  
昭和八年七月廿一日印刷

發行所 鳥取縣鳥取市東町縣  
印刷所 縣氣高郡大正村大字古海鳥取刑務支所